

広島県告示第六百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
川本定紀	福山市引野町一 二二―二八	かわもと脳神 経リハビリセ ンター	福山市引野町一 二二―二八	平成一九年三 月二二日	
医療法人社団 中村内科・小児 科	福山市引野町南二 丁目一四番一七号	医療法人社団 中村内科・小児 科	福山市引野町南二 丁目一四番一七号	平成一九年三 月二二日	
社団法人福山 市医師会	福山市三吉町南二 丁目一番二五号	福山市医師会 総合健診セン ター	福山市三吉町南二 丁目一番二五号	平成一九年三 月二二日	
頼島敬	広島市中区上幟町 一〇番三〇	頼島外科医院	広島市安佐南区祇 園二丁目四四番六 号	平成一九年三 月二二日	
広島医療生活 協同組合	広島市安佐南区中 須二丁目一九番六 号	広島医療生活 協同組合協同 診療所	広島市安佐南区西 原九丁目八番一六 号	平成一九年五 月一日	